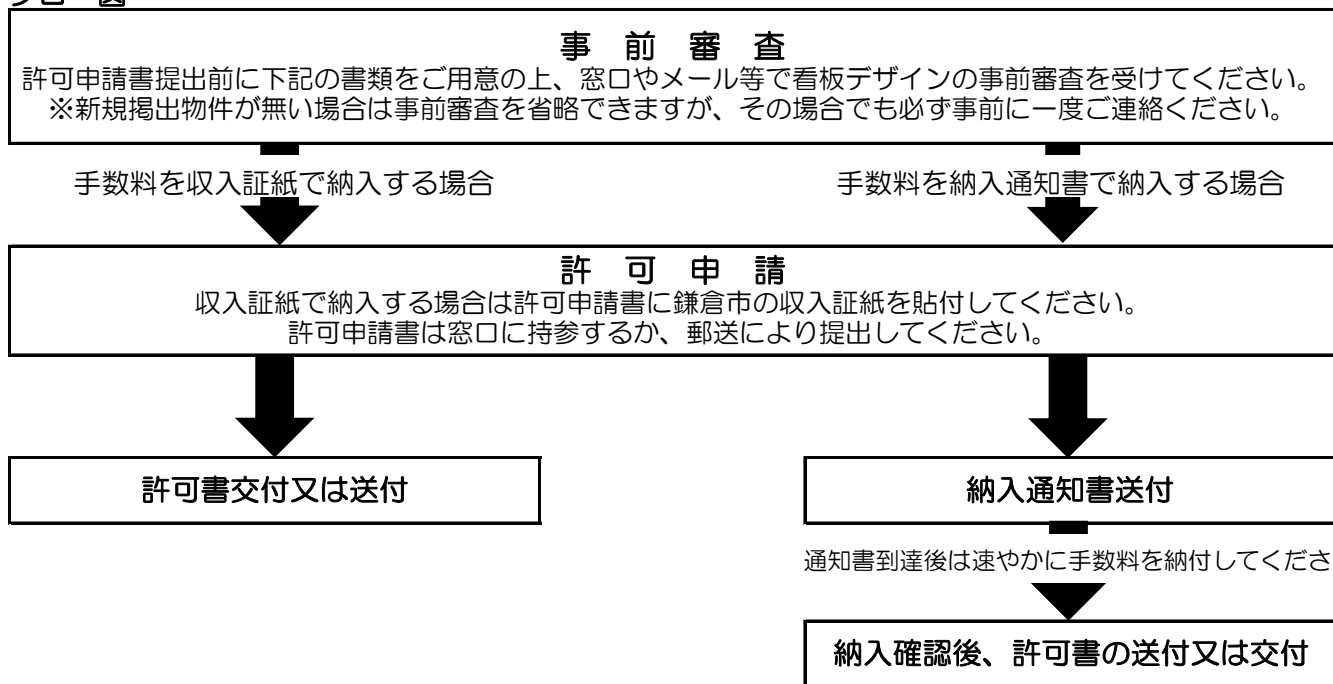


# 許可申請手続きについて

## 1 フロー図



## 2 許可申請必要書類

	許可申請書 (2枚一組)	第三者が申請手続きを行う場合 委任状	点検報告書及び写真 (点検作業の内容を撮影した写真)	補修結果報告書及び写真	案内図 (付近見取り図)	配置図 (広告物の設置位置を示す図面)	構造図 (広告物の寸法や設置高さ等を示す図面)	意匠図 (着彩し、マンセル値を記入した図面)	土地利用承諾書 (設置場所が自己所有地でない場合)	返信用封筒 (手数料を納入通知書で納付する場合は2通)
事前審査	(印なし)	—	—	—	○	○	○	○	—	—
新規申請	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○※1
継続申請	○	○	○※2	○※3	○	—※4	—※4	—※4	○※5	○※1

- ※ 建築確認を要する工作物を設置する場合は当該工作物の確認済証の写しを提出してください。
- ※ 事前審査の際には申請時に必要な書類一式（許可申請書等については押印不要）をご用意ください。
- ※1 納入通知書を送付するために1通、許可書を送付するために1通それぞれ必要です。切手を貼付し、送付先を記入した状態で提出してください。
- ※2 許可申請日の一ヶ月以内に点検を実施し、報告書を作成してください。簡易な看板以外の広告物については、点検実施者は有資格者同等でなければいけません。写真について等の詳細は点検報告書の備考欄を参照してください。
- ※3 補修が必要ない場合は不要です。写真について等の詳細は補修結果報告書の備考欄を参照してください。
- ※4 未申請物件や前回許可以降に板面を変更した物件がある場合は、新規申請と同様の図面が必要です。
- ※5 設置場所が自己所有地でない場合のみ必要となります。